公益財団法人日本リトルリーグ野球協会

会長 坂谷内実

# 「コンプライアンス指針」制定について

## 「はじめに」

公益財団法人日本リトルリーグ野球協会(以下「日本協会」という)に所属する役職員並びに全国12連盟(以下「12連盟」という)関係者および12連盟に所属するリーグ関係者(以下「リトルリーグ関係者」という)は、団体・組織として形態の違いはあるものの、リトルリーグ精神として掲げられた活動目的を達成するためにリトルリーグ理念と規則及び一般社会のルールを守り、誠実に「コンプライアンス(法令順守)」違反のないように行動することが求められています。そのために日本協会では、「コンプライアンス指針(以下「指針」という)」を制定しリトルリーグ関係者の行動指針といたします。

日本協会はコンプライアンス委員会(以下「委員会」という)とコンプライアンス案件窓口(以下「窓口」という)を設置、12連盟は各連盟内でコンプライアンス担当(以下「連盟の担当」という)と連盟コンプライアンス案件窓口(以下「連盟窓口」という)を設置し、日本協会と連盟が協働で運営していく方針を下記の通り定めます。

リトルリーグ関係者におかれましては、本指針の周知と徹底、および委員会設置運営に ご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

## 「コンプライアンス指針 |

- 1. リトルリーグ関係者は、体罰・暴力行為およびいじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他組織的または個人的な法令違反行為等の排除に努めるとともに以下のことを認識し、社会の規範を守り社会人として信頼されるように行動する。
- ① リトルリーグ関係者は、法令等社会規範およびリトルリーグのルールを順守し、良識

ある社会人として行動する。

- ② 公共の場における行動、言動、服装に注意し良識ある行動を心掛ける。
- ③ 差別的な行動および言動をしない。
- ④ フェアプレーの精神を尊重する。
- ⑤ 虚偽申告、不正な書類の作成など不正行為は行わない。
- ⑥ 環境保全の意識を持ち関連法規や条例を順守する。
- 2. リトルリーグ関係者は、「体罰」「暴力的行為」による指導を一切行わない。暴力的行為とは言動により相手を精神的に傷つける行為を含む。
- 3. 日本協会は、氏名、住所、電話番号、生年月日、学校名等の個人情報の適正な取り扱いに努める。12連盟およびリーグにおいてもこの個人情報管理の方針に従い適正な管理に努めるものとする。
- 4. リトルリーグ関係者はリトルリーグを営利目的で利用してはならない。
- 5. リトルリーグの試合のインターネット・TV・写真提供などについてはリトルリーグ本部の承認あるいは日本協会の承認を得る。なお、リトルリーガーのユニホーム着用時の肖像権については基本的にリトルリーグ本部あるいは日本協会に属するものとする。

# 「コンプライアンス委員会、窓口などの設置について」

日本協会は「委員会」「窓口」、12連盟は「連盟の担当」「連盟窓口」を設置する。制度 の詳細ならびに相談方法は以下の通り。

#### 1. 目的

リトルリーグ活動における、体罰・暴力行為およびいじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを撲滅するため、12 連盟は連盟の担当と連盟窓口を設置し、リトルリーグ関係者および各連盟所属の指導者・選手・保護者等からの相談および通報を受け付け、事案を十全に調査する。その後、12 連盟は事案を適正に処理する。

委員会は、窓口で相談を受け付けるとともに、連盟・リーグに対し助言する。また、コンプライアンスについての啓発を積極的に行う。

### 2. 構成

- ①委員会は委員長である統括責任者、事務局長ならびに委員が参加する。
- ②委員長は日本協会の会長が就任する。
- ③事務局長には日本協会の理事のなかから1名が就任する。
- ④委員は12連盟役員より3名が有識者として就任する。指名は委員長が行う。委員の任期は3年とする。
- ⑤各連盟は担当を設置する。委員と連盟の担当は兼務しない。
- ⑥委員会は日本協会内に窓口を設置する。各連盟は連盟内に窓口を設置する。
- ⑦清水法律事務所・溝内健介弁護士を顧問とする。

#### 3. 委員会・12連盟窓口運営

- ①連盟・リーグで発生した事案の調査・調整・処分は各連盟が行う。委員会は指針に則り、事案を協議し連盟・リーグに助言する。また、処分の均一化など、連盟による事案対処の差がないように指導する。リトルリーグの存続に関わるような連盟対応を超える事案の場合、日本協会が調査・処分にあたり、必要があれば米国本部と協議する。
- ②委員会と連盟の担当は事案の情報共有を行う。
- ③個人情報の保護は厳密に行う。通報された情報は委員会や各連盟で慎重に取り扱い、事 案処理後も一定期間保管する。
- ④委員長はコンプライアンスについて委員会招集が必要と判断される案件について委員を 招集する。

#### 4. 窓口の規定

- ①通報・相談は事実関係の明確化をはかるため、電子メールによるものとする(電子メールを利用できない場合は書面も可)。対面・電話などによる口頭では受け付けない。
- ②事案は通報・相談者の氏名、連絡先の明示を必須とする。匿名での事案も受け付ける場合はある。通報・相談者の氏名などは本人の了解なく外部に明らかにしない。
- ③窓口と連盟窓口はどちらでも通報・相談を受け付けるが、連盟内の案件はまず当該の連盟で対応することを原則とする。

- 5. 相談についてのガイドライン
- ①委員会で扱う事案は「暴力行為」「いじめ行為」「パワーハラスメント」「セクシャル ハラスメント」「組織的または個人的な法令違反行為」などを対象とする。「倫理違反 行為」「リトルリーグルール違反行為」などは取り扱いの対象外とする。
- ②相談者、及び事案対象者は日本協会関係者、12連盟関係者、リトルリーグ関係者とする。
- ③処罰には以下のような段階的摘要がなされる。
  - ・戒告(口頭による注意・警告)
  - ・けん責(注意・警告に加え始末書の提出)
  - ・資格停止(一定期間の試合出場資格・リトルリーグ活動資格等の停止)
  - ・降格(役職や職位の解任、引き下げ)
  - ・資格取り消し(試合出場資格・リトルリーグ活動資格等の取り消し)